

薬局開設許可更新申請に必要な書類等

・ 下記の項目を確認し、チェック欄 にチェック をお願いします。

- ① 薬局開設許可更新申請書〔様式第5〕
- ② 薬局開設許可証
- ③ 更新申請手数料 11,300円 (現金)

・ 以下2点は該当する薬局のみ提出してください。

【特定販売の届出をしている薬局】

- 特定販売を行う体制の概要〔別紙4〕
注) 新たに特定販売を行う場合は、変更届〔様式第6〕による事前届が必要です。

【申請者（申請者が法人であるときは、その業務に責任を有する役員）が精神の機能に障害のおそれがある者である場合】

- 精神の機能の障害に関する診断書

- ※ 有効期限までに更新許可が完了しない場合、新規許可の手続きとなり新規申請が必要になります。
- ※ 許可証の内容等に変更が生じた場合、新規申請又は変更の手続きが必要になることがあります。
- ※ 薬局を閉じる場合は、廃止の手続きを行ってください。